

米国・英国・カナダにおける法人寄附金税制の現況

1. はじめに

我が国における法人の寄附金税制は、2011(平成 23)年度の税制改正によって、特定公益増進法人等に対する特別損金算入限度額の拡充が行われた。しかし、その算定基準には依然として「資本金等の額」と「当期所得金額」の双方が用いられており、計算構造が複雑となっている(国税庁 2025)。

特に「資本金等の額」を基準に組み込む算式¹⁾については、現代の多様なビジネスモデルにおける企業規模や実質的な負担能力(担税力)を必ずしも正しく反映しているとは言い難い面がある。この結果、日本の法人寄附における優遇水準は欧米諸国に比べて低く抑えられている。特定公益増進法人等に対する寄附については、所得を基準とする部分の実効的な掛け率は $6.25\% \times 1/2 = 3.125\%$ にとどまり(一般の寄附金についてはさらに低い $2.5\% \times 1/4 = 0.625\%$)、その上、一般寄附金等における超過分の繰越控除制度も認められていないのが現状である。

一方で、東京証券取引所が定める『コーポレートガバナンス・コード』においては、企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するため、従業員、顧客、取引先、そして地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることが示されている(東京証券取引所 2021)。企業による寄附や社会貢献活動は、これら社会の構成員に対する重要なエンゲージメント手法の一つとして位置づけられている。

本稿では、我が国の現状と比較する観点から、主要先進国(米国、英国、カナダ)における法人寄附税制の現況について、データソースに基づき客観的に紹介・解説する。

2. 法人寄附金税制の国際比較

主要国においては、法人の寄附に対するインセンティブとして、所得金額等をベースとした比較的シンプルかつ高水準な控除(損金算入)枠が設けられている(表 1)。

表1 4 か国における法人寄附金の損金算入・控除制度比較

国名	損金算入・控除上限の算出基準	損金算入の上限(%)	損金算入できる上限額の目安	未控除分の繰越控除
日本	資本金等の額および当期所得金額の双方(特別損金算入限度額)	ベースとなる掛け率 $6.25\% \times 1/2 = 3.125\%$ 。 複雑な算式による合算(欧米に比べ低水準)	約 313 万円が限界	なし(一般寄附金等)

¹⁾・一般寄附金の損金算入限度額の根拠:『法人税法施行令』第 73 条第 1 項 {所得金額 $\times (2.5/100)$ + 期末の資本金等の額 $\times (当期の月数/12) \times (2.5/1,000)$ } $\times (1/4)$
・特別損金算入限度額(特定公益増進法人等に対する寄附金)の根拠:『法人税法施行令』第 77 条の 2 第 1 項 {所得金額 $\times (6.25/100)$ + 期末の資本金等の額 $\times (当期の月数/12) \times (3.75/1,000)$ } $\times (1/2)$

国名	損金算入・控除上限の算出基準	損金算入の上限(%)	損金算入できる上限額の目安	未控除分の繰越控除
米国	調整後課税所得 (Taxable Income)	原則 10%	利益の 10% = 1,000 万円まで 可	5 年間繰越可能
英国	当期課税対象利益 (Taxable Profits)	なし(100%。当期利益 が上限)	利益の 100% = 1 億円(全額)ま で可	なし(当期で引 き切る仕組み)
カナダ	当期正味所得(Net Income)	原則 75%	利益の 75% = 7,500 万円まで 可	5 年間繰越可能

「損金算入できる上限額の目安」欄は、当期所得金額を 1 億円と仮定した場合の試算値である。日本欄は、これに加えて期末資本金等の額を 1,000 万円と仮定し、特定公益増進法人等に対する特別損金算入限度額の算式(脚注 1 参照)に基づいて算出した金額である。前提となる資本金・所得の水準によって金額は変動するため、あくまで各国の制度設計の相対的な水準を示す目安として参照されたい。

3. 主要国の現況詳細

3.1 米国

米国における法人の慈善寄附(Charitable Contributions)は、米国内国歳入法(Internal Revenue Code: IRC)第 170 条「Charitable, etc., contributions and gifts」に基づき運用されている。

制度の現状:法人の損金算入上限は、原則として「調整後課税所得(一定の調整を加えた課税所得)の 10%」に一元化されている(IRC § 170(b)(2)(A))。資本金の規模に関わらず、当期の利益水準のみに基づいて上限が計算される点が特徴である。なお、大規模災害等の緊急時には、この上限が一時的に 25%²～100%³まで引き上げられる特例措置が過去に講じられた実績がある。

繰越制度:当期の所得制限(10%)を超えて支出された寄附金については、翌年以降 5 年間にわたって繰り越して損金算入(Carryforward)することが認められており、企業が単年度の業績変動に左右されずに大規模な支援を行いやすい環境が整えられている(IRC § 170(d)(2)(A)「Carryovers of excess contributions - Corporations: In general」)。

米国の制度は、資本金の額に関わらず当期の利益のみを基準とする「所得の 10% 上限」という、シンプルで合理的な設計となっている。さらに、大規模災害などの緊急時には上限を 25%～100%へと柔軟に拡大でき、上限を超えた寄附金は 5 年間繰り越せるという強力なセーフテ

²CARES Act(2020 年コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法)第 2205 条(a):新型コロナウイルスの世界的な流行を受け、企業の社会貢献を後押しするため、2020 暦年に行われた特定の適格な法人寄附について、上限を原則の 10%から 25%に引き上げた。同様の措置は、2020 年 12 月成立の Consolidated Appropriations Act, 2021 によって 2021 暦年についても延長された。

³Taxpayer Certainty and Disaster Tax Relief Act of 2020(2020 年納税者確実性・災害税救済法)第 304 条:米国政府が指定した「適格災害地域」の救済・復興を目的とした法人の寄附について、特定の期間内(2020 年 1 月 1 日から 2021 年 2 月 25 日まで)に支出された現金による寄附に限り、上限を所得の 100%(実質的な全額損金算入)にまで引き上げる措置が講じられた(新型コロナウイルスに係る災害宣言は対象外)。同様の措置は、2005 年のハリケーン・カトリナ被災時(Katrina Emergency Tax Relief Act of 2005)にも講じられている。

イネットも備えている。

3.2 英国

英国では、主に「コーポレート・ギフト・エイド (Corporate Gift Aid)」と呼ばれる制度を通じて法人の寄附が処理されている。

制度の現状:Corporation Tax Act 2010 (Part 6 Charitable Donations Relief, Chapter 1 Nature of Relief)に基づき、チャリティへの寄附金に対する損金算入の上限(%)は一切設けられていない。企業は当期の課税対象利益 (Taxable Profits) の 100%まで、支出した寄附金の全額をそのまま損金として差し引く(利益をゼロにする)ことができる (Corporation Tax Act 2010 Section 189(1)および Section 189(3)⁴)。

繰越制度: 当期利益をゼロにすることが事実上の上限となるため、「引ききれずに余る」という概念がなく、翌年以降への繰越控除制度は存在しない。利益以上の寄附をしてまで営業損失を作り出すことは認められておらず、当期の利益を上限とする枠内であれば全額を非課税で社会還元できる仕組みとなっている (Corporation Tax Act 2010 Section 189(3)および Section 189(4))⁵。

英国の税法 (CTA 2010, Section 189) は、「当期の利益を上限 (100%) として、全額を非課税で社会に還元する (利益をゼロにする)」という思想で、シンプルかつダイナミックに作られている。

3.3 カナダ

カナダにおける法人の慈善寄附は、カナダ歳入庁 (CRA) および所得税法 (Income Tax Act) によって管理されている。

制度の現状: 原則として、法人のその課税年度の正味所得 (Net Income) の 75% まで寄附金を損金算入することが可能である (Income Tax Act Subsection 110.1(1)(a))⁶。さらに、国宝級の文化財のための寄附 (Gifts of cultural property) や、環境保護のための寄附 (Ecological gifts) などの場合は、上限が 100% にまで引き上げられる特例がある (Income Tax Act

⁴Section 189(3)は、「利益をゼロにするまでの範囲で控除できる(上限%なし)」というルール of 直接の根拠である。日本のように所得に対する数%の天井はなく、利益が 1 億円あれば 1 億円全額まで寄附を損金に算入できる。

⁵Section 189(4)の規定により、米国 (5 年間繰越可能) のような寄附金そのものの繰越制度は英国には存在しないことが示されている。さらに Section 189(3)の「利益をゼロにするのが限界」というルールにより、寄附のしすぎによって会社の税務上の欠損 (損失 / Loss) を作り出すことは認められない。そのため、利益を上回る寄附をして余った分を営業損失 (Trading Loss) に変えて翌年以降に持ち越す、という取扱いはできない構造になっている。

⁶Subsection 110.1(1)(a) [Charitable gifts] では、通常の公益団体への寄附について、法人のその年の所得金額をベースにした算式 $(0.75A + 0.25(B + C + D))$ により、所得の 75% を基本的な上限として控除を認めると規定している。A = 当期の企業の純所得、B = 寄附 (処分) によって生じた課税対象キャピタルゲインの合計額、C = 償却資産の寄附によって生じた減価償却費の取戻し額、D = その他寄附資産の処分に関連して所得に算入された特定の調整額。現物資産 (値上がりした株や不動産など) を寄附すると、企業側には帳簿上のゲインが一時的に発生し、そのままだと法人所得 (A) が増えて税負担が重くなり得る。カナダの税法はこの算式により、寄附によってゲイン $(B \cdot C \cdot D)$ が生じた場合、その 25% 分を寄附枠の上限に加算する調整を行っている。結果として、企業は現物寄附を行った年度でも、実質的に所得の 75% ~ 最大 100% 近くまでスムーズに寄附金を損金算入できるよう設計されている。

Subsection 110.1(1)(c)および(d))⁷。

繰越制度:所得の75%の上限を超えた未控除の寄附金については、米国と同様に翌年以降5年間にわたる繰越控除が認められている(Income Tax Act Subsection 110.1(1)(a)から(d))。

カナダの税法(Section 110.1)の特徴は、文化財・環境保護等の政策上の優先順位に応じて上限を100%まで柔軟に広げている点と、米国のIRC § 170と同様に5年間の繰越控除枠を備えている点である。

4. 各国の税制思想と特徴の整理

主要先進国の制度を俯瞰すると、法人の寄附をステークホルダー協働の一環と位置づけ、税制面で平易かつ大規模な資金循環を支える設計が共通している。欧米諸国(米・英・加)の最大の特徴は、算出基準に「資本金」のような過去の財務属性を用いず、当期の「所得(利益)」のみに指標を一本化している点である。これにより、新興のIT・スタートアップ企業や地域密着型の中小企業であっても、現在の担税力に応じた機動的な寄附活動を行いやすい環境が整っている。また、米国やカナダの「5年間の繰越控除」や、英国の「上限の完全撤廃」は、企業の多額の社会的投資にブレーキをかけないための合理的なセーフティネットとして機能している。

一方、我が国の現行税制は国際比較において特異であり、所得金額に比例したシンプルな枠組みや、超過分の繰越制度は存在しない。日本の算式は、過去の「資本金等の額」と当期の「所得の金額」のそれぞれに異なる千分比・百分比を掛け合わせ、さらにそれを按分(2分の1または4分の1)するという多段階のプロセスを必要とする。このように制度設計が硬直的である点が、実務において「複雑かつ分かりにくい」とされ、企業の自発的な社会貢献を検討する際の心理的なハードルの一因になっているとの指摘がある。

5. おわりに

本稿でみたとおり、米国・英国・カナダの3か国は、いずれも「当期の所得(利益)」のみを基準とする単純な算式を採用し、加えて繰越控除(米・加)や上限の撤廃(英)といった形で、企業の柔軟な社会貢献を後押しする制度設計を採っている。これに対し、日本の現行制度は「資本金等の額」と「所得金額」を組み合わせた複雑な算式に基づいており、かつ一般寄附金について繰越控除の余地がない点で、国際的にみて見劣りする面があることが確認された。

もっとも、本稿はあくまで各国の制度の概要を紹介するものであり、次の点については別途の検討を要する。第一に、法人税率や損金算入以外の優遇措置(税額控除の有無等)を含めた実効的な税負担の国際比較までは行っていない。第二に、日本における繰越控除制度の導入や算定基準の簡素化が、税収や寄附行動に与える定量的な影響については、今後の実証研究が必要である。第三に、非営利セクター全体の受け皿となる公益法人・NPO法人・認定

⁷一方、Subsection 110.1(1)(c)[Gifts of cultural property]やSubsection 110.1(1)(d)[Ecological gifts]に該当する寄附については、上記の75%の計算式から除外されており、法人のその年度の所得の100%(全額)まで損金算入することが認められている。

NPO 法人などの受入れ側の制度的な違いについても、あわせて検討することが望ましい。

以上を踏まえると、我が国において企業の社会貢献活動を後押しする観点からは、算定基準を所得金額に一本化して算式を簡素化すること、および一般寄附金についても一定期間の繰越控除を認めることが、検討に値する政策の方向性であると考えられる。

参考文献

- Canada Revenue Agency (2025) Charitable donations claimed by a corporation. Available at: <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/businesses/topics/corporations/corporation-tax-return/taxable-income/charitable-donations.html> (Accessed: 1 July 2026).
- Department of the Treasury, Internal Revenue Service (IRS) (2024) Publication 542 (01/2024), Corporations. Washington, D.C.: IRS.
- HM Revenue & Customs (2024) Tax when your limited company gives to charity: Overview. Available at: <https://www.gov.uk/tax-limited-company-gives-to-charity> (Accessed: 1 July 2026).
- 国税庁 (2025)『No.5283 特定公益増進法人に対する寄附金』, タックスアンサー. Available at: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm> (閲覧日: 2026 年 7 月 1 日).
- 東京証券取引所 (2021)『コーポレートガバナンス・コード(2021 年 6 月改訂版)』. 東京: 株式会社東京証券取引所.

(白石喜春)